

諮問日：平成27年12月25日（平成27年度（最情）諮問第13号）

答申日：平成28年2月23日（平成27年度（最情）答申第9号）

件名：最高裁判所事務総局総務局第一課長及び同局第二課長の事務引継書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成27年10月16日付の人事に関して作成された、最高裁総務局第一課長及び最高裁総務局第二課長の事務引継書」（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年11月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

平成27年10月16日付けで、最高裁判所事務総局総務局（以下「総務局」

という。)第二課長(以下「第二課長」という。)清藤健一は同第一課長(以下「第一課長」という。)に、名古屋地方裁判所判事富澤賢一郎は第二課長に異動したが、その事務の引継ぎはいずれも口頭で行われており、事務引継書は作成していない。

すなわち、第一課長及び第二課長の各執務室は、さきの異動前数か月にわたり隣接し、また異動後も同様に隣接し、同年11月30日からは隣ではないものの近接する場所に置かれているところ、第一課長の引継ぎについては、現第一課長は異動前から数か月にわたり前第一課長と執務室が隣接する環境の中、その担当案件について随時口頭で説明等を受け、その他部下職員及び上司からも随時口頭で説明等を受けている。第二課長の引継ぎについては、現第二課長は異動直後から現在に至るまで前第二課長である現第一課長と執務室が隣接ないし近接する環境の中、担当案件について随時口頭で説明等を受け、その他部下職員及び上司からも随時口頭で説明等を受けている。

このように、第一課長及び第二課長の事務引継ぎは、いずれも口頭により支障なく行われており、文書を作成する必要がないものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成28年2月5日 審議
- ④ 同月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件各開示申出文書は、平成27年10月16日付けの人事に関して作成された第一課長及び第二課長の事務引継書である。

最高裁判所事務総長は、上記人事異動に際し、事務の引継ぎは、口頭で行っており、事務引継書は作成していないと説明する。

同説明によれば、同日付の人事異動により、前第二課長が第一課長になるとともに、新たに最高裁判所事務総局以外から第二課長が異動してきたとのことであるから、現第一課長は、上記人事異動前は、第二課長として総務局内で勤務しており、前第一課長が転出する前に、同人から事務の引継ぎを口頭で受けることは十分に可能であったと解される。同様に、前第二課長は、上記人事異動の後、第一課長として総務局内で引き続き勤務しているのであるから、現第二課長が着任した後、現第二課長との間で事務の引継ぎを口頭で行うことは十分に可能であったと解される。

そうすると、上記人事異動に際して事務引継書が作成されていないとしても、口頭で支障なく行われており、事務引継書を作成する必要がなかったとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的であるということができ、最高裁判所において本件各開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人